

政府決定（平成20年6月12日）に基づき

後期高齢者医療保険料が見直されます。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が一律に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計し、個人単位で計算されます。

$$\text{保険料} = \text{【均等割額】被保険者全員が負担} + \text{【所得割額】被保険者の所得に応じて負担}$$

所得が低い方や社会保険等の被扶養者であった方には、保険料の軽減措置があります。

1 保険料の軽減割合を拡大します

市役所高齢者支援課から、平成20年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・特別徴収開始通知書等を送付しましたが、下記の対象となる方については、保険料が更に軽減されます。8月以降にお送りします減額後の保険料額変更決定通知書でご確認ください。（該当者のみに送付します。）

【対象となる方】

平成20年度の均等割額(46,700円)が7割軽減されている方(年額14,000円)



均等割額が一律8.5割軽減となります。

(年額6,900円)

【対象となる方】

「保険料のもととなる所得金額(1)が58万円(年金収入211万円)以下の方



所得割額が一律5割軽減になります。

(年金収入200万円の場合20,200円の減)

(1) 総所得金額 - 33万円

2 保険料のお支払い方法の選択が出来ます

後期高齢者医療制度の保険料について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、又は本年10月より年金からお支払いいただく予定となる方のうち、下記のいずれかの要件を満たす方は、市役所にお申し出いただければ、保険料を口座振替によりお支払いいただくことが可能となりました。

【対象となる要件】

国民健康保険の保険税を確実に納付されていた方(本人)が口座振替により納付する場合(国保の世帯主で滞納のなかった方が対象です。)

年金収入が180万円未満の方で、世帯主であるお子さん、または配偶者の口座より納付する場合、とも口座振替依頼の手続きが必要となります。

高齢者支援課もしくは各支所市民係にお申し出いただいた後、速やかに年金からのお支払いを中止する手続きを行います。約3ヶ月程度のお時間がかかりますのでご了承ください。(要件該当確認後、「保険料納付方法変更申出書」と「口座振替依頼書控え(写し)」の提出が必要です。)要件に該当しない場合はお支払い方法の変更ができませんので、必ず係に要件に該当しているかをご確認ください。

問い合わせ先：高齢者支援課 高齢者医療係 (☎22-3145) 及び各支所

長寿医療制度について、改めてご説明させていただきます。

【外灘大臣、なぜ長寿医療制度が必要なのですか?】

世界一の長寿国、日本の医療費は今後ますます増大していきます。これまでの制度が限界となる中で、将来にわたり世界に誇る国民皆保険制度を守り、高齢者が安心して医療を受けられるようにするために長年にわたる議論を積み重ね、導入されました。

【なぜ75歳で区切る制度なのですか?】

75歳以上の方々は、病院にかかる機会が多く、医療費も多くなりがちです。これまでの制度も75歳以上の方が対象でしたが、現役世代より軽い負担で、きこまから医療を受けられるようにするためには、より公平で安定的な制度が必要です。そこで、75歳以上の方々の医療については、税金で補完し、現役世代と高齢者の分担ルールを明確にし、しっかりと支える仕組みとしたのです。

【受けられる医療や保険料の負担が不安です。】

受けることができる医療は、これまでと変わりません。むしろ、在宅医療、高齢者担当など、より良いサービスが受けられます。これまで保険料をご負担いただく高齢者とご負担いただかない方がおり、地域によって保険料に格差がありました。長寿医療制度の保険料は、すべての高齢者に公平にご負担いただいております。地域格差も格段に縮まっています。高齢者の負担を減らす改善も実施していきます。国民皆保険をすべての国民で支えていけるよう、ご理解をお願いします。

高齢者の方々の負担を減らすなどの改善策を実施します。

本年4月からの運用状況を踏まえ、6月12日に、次の2つを含む7つの改善策を決定しました。
【改善案1】 所得の低い方への配慮として、保険料を引き下げます。
【改善案2】 年金からの引き落としだけでなく、保険料は手続きにより、口座振替も可能になります。
[国民健康保険の保険料をしく納付していた方、世帯主であるお子さんや配偶者がいる方(年金収入が180万円未満)が対象です。]

◎保険料に関するお問い合わせご相談は、南区町民の窓口まで。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

長寿医療制度について <http://www.gemri.go.jp/>